

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 電子調達システムの利用

本調達は、「政府電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>) を利用した応札及び入札開札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項等

- (1) 件名 令和2年度事務用備品等購入契約（第2回）
- (2) 特質等 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和3年3月26日
- (4) 入札参加申込書及び
証明書等の受領期限 令和3年1月28日17時00分
- (5) 入札書の受領期限 令和3年2月2日17時00分
紙による提出の場合は、平日9時から12時及び13時から17時
- (6) 開札の日時及び場所 令和3年2月3日10時00分から
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館4階
福岡財務支局 小会議室
- (7) (4)から(6)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 令和元・2・3(平成31・32・33)年度財務省競争参加資格審査(全省庁統一資格)において、資格の種類が「物品の販売」の「C」又は「D」等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者で、責任をもって業務を完了することができる者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (6) 当該地方支分部局の所属担当官が行った入札の結果、落札者又は落札候補者となりながら正当な理由なくして契約を締結しなかった者でないこと。
また、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ落札者とならなかった者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

4. 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館4階
福岡財務支局 会計課用度係(電話 092-411-7284)
- (2) 入札書及び証明書の提出場所 上記(1)に同じ

5. 入札説明書、入札参加申込書、証明書等及び仕様書（以下、「入札説明書等」という。）を交付する場所
入札説明書等は「調達ポータル」で取得すること。
なお、仕様書にパスワードが付されている場合、上記2.(4)の期限までに以下のメールアドレスに入札

参加申込書を送付し、上記 4. (2) からパスワードの連絡を受けること。

メールアドレス fukuoka.keiyaku@ fo. lfb-mof. go. jp

また、紙による入札説明書等の交付を希望する場合には、以下の日時及び場所で交付する。

- (1) 日時 令和 3 年 1 月 13 日から令和 3 年 1 月 27 日 17 時まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く
- (2) 場所 上記 4. (1) に同じ〔令和元・2・3（平成 31・32・33）年度財務省競争参加資格の「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」(写)を持参すること。〕

6. 入札保証金及び契約保証金 免除する。ただし、落札者又は落札候補者が契約を結ばないときは、賠償金として入札金額の 100 分の 5 を徴収する。

7. 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

以上公告する。

令和 3 年 1 月 13 日

支出負担行為担当官 福岡財務支局財務主幹 井 秀典